

会 議 録

会 名 称	令和 6 年度伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会(第 1 回)
日 時	令和 6 年 12 月 11 日 (水) 13 : 30～14 : 35
場 所	伊予市役所 4 階 大会議室
出席者	出席者：佐々木典彦委員、石川英昭委員、柳澤勘一郎委員、権田哲郎委員、長尾泰委員、河本圭仁委員、上本昌幸委員、菊澤康委員、水本説男委員、友澤千代委員、空岡直裕委員 事務局：向井、福積、堀内、山本、福島、吉田 傍聴者：なし
会次第	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 副会長選出 4. 議題 (1) 地域密着型サービス事業所指定更新申請について（指定通所介護事業所 野中） (2) 地域密着型サービス事業所指定更新申請について（宅老所かざぐるま） (3) 地域密着型サービス事業所指定更新申請について（小規模多機能ホーム スマイルごしき） (4) 介護予防支援指定申請について（居宅介護支援事業所いつき） 5. 報告 (1) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析について (2) 令和 5 年度 地域支援事業実績報告について
事務局	委員の皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます長寿介護課の福積と申します。よろしくお願いいたします。 ただいまより「令和 6 年度第 1 回伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会」を開会いたします。 本日の会議につきましては、会議録作成の都合上、録音をさせていただきますことをご了承願います。 会議を始める前に、資料のご確認をお願いします。 表紙に「令和 6 年度 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会(第 1 回)」と書かれてある資料、右上に資料番号が書かれてある資料、資料 1 から資料 7、お手元にありますでしょうか。 ＜資料確認＞ 本日は、「田中委員」「浅井委員」「釜野委員」「武智委員」が所要のため、欠席されておりますが、半数以上のご出席をいただいておりますので、審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、審議会として成立いたしておりますことをご報告いたします。 なお、「伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則」により、市ホームページで審議会の傍聴について告知いたしましたが、応募がござい

	ませんでしたので、あわせてご報告いたします。 始めに、上本会長にご挨拶をいただきたいと存じます。 ＜会長あいさつ＞ 続きまして、新たに委嘱申し上げました委員を報告いたします。 伊予市広報区長協議会会長、日野委員の後任に菊澤康様に委嘱申し上げました。 委嘱期間は、前任者の残任期間である令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。 よろしくお願いします。 菊澤委員、自己紹介をお願いします。 ＜自己紹介＞ ありがとうございました。 副会長をお願いしておりました、伊予市老人クラブ連合会会長が現在空席となっておりますので、新たに副会長の選任を行いたいと存じます。 審議会条例第 5 条の規定に基づき行いますが、選任にあたり事務局案をお示しさせていただきたいと考えています。このことについて、ご意見はございませんか。 ＜承認＞ それでは、事務局案といたしまして、伊予市民生児童委員協議会会長の水本委員にお願いしたいと存じますが、よろしければ拍手をお願いします。 ＜承認＞ ありがとうございました。 それでは、水本副会長は、前の席に移動をお願いいたします。 ＜副会長移動＞ 今回、水本副会長に就任いただきましたので、水本副会長から一言ご挨拶をお願いしてよろしいでしょうか。 ＜副会長あいさつ＞ これより議事に入ります。 審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることとなりますので、上本会長、宜しくをお願いします。 それでは、議事に入ります。お手元の会議次第に沿って議事を進行いたします。 議題①「地域密着型サービス事業所指定更新申請について」、事務局に説明を求めます。 （説明） それでは、先ほどの事務局の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。なければ、採決を取ります。更新申請について賛成の方は、挙手をお願いします。 ＜挙手（承認）＞ 賛成多数と認め、更新申請について承認されました。 権田委員が事業所の関係者となりますので、一旦退室していただいていたいましたが、議事が終了しましたので、権田委員に入室していただきます。 ＜権田委員 入室＞ 続きまして、議題②「地域密着型サービス事業所指定更新申請について」、事務局に説明を求めます。 （説明）
会長	
事務局	
会長	
事務局	

会長	ただいま、事務局から説明がありました。ご質問のある方は挙手をお願いします。 なければ、採決を取ります。更新申請について賛成の方は、挙手をお願いします。 ＜挙手（承認）＞ 賛成多数と認め、更新申請について承認されました。 続きまして、議題③「地域密着型サービス事業所指定更新申請について」、事務局に説明を求めます。
事務局	(説明)
会長	ただいま、事務局から説明がありました。ご質問のある方は挙手をお願いします。 なければ、採決を取ります。更新申請について賛成の方は、挙手をお願いします。 ＜挙手（承認）＞ 賛成多数と認め、更新申請について承認されました。 続きまして、議題④「介護予防支援指定申請について」、事務局に説明を求めます。
事務局	(説明)
会長	ただいま、事務局から説明がありました。ご質問のある方は挙手をお願いします。
A委員	4 ページ目の履歴事項全部証明書について、「2 介護保険法に基づく居宅介護支援事業」にチェックがありますが、ここで審議するのはこの中のどれになるんですか。
事務局	申しわけございません。こちらが確認のためチェックを入れたので紛らわしいのですが、審議していただくのは3 番目の「介護保険法に基づく介護予防支援事業」になります。
A委員	ありがとうございました。それともう一点、6 ページ目の勤務状況のところですが、管理者で主任ケアマネジメントされる方が、1 日 4 時間ですよね。常勤換算で 1 と解釈してよろしいのでしょうか。
事務局	管理者と介護支援専門員の兼務という形になりますので、おおよそ半分ずつということで併せて 8 時間、常勤換算 1 ということになっています。
A委員	ありがとうございました。それと 10 ページ目なんですが、運営規程の一番上に「宅介護支援事業所」と書いているんですが、字が漏れていたら直した方がいいよとお伝え願えたらと思います。私の方からは以上です。
事務局	ご指摘ありがとうございます。
B委員	私も 6 ページなんですが、先ほどの説明で兼務も内容も理解した上で聞くんですが、実質職員 1 名の配置で業務が可能と判断してよろしいでしょうか。
事務局	本市に限らず事業所に 1 名というところは多々あります。国が担当件数の上限を定めておりまして、管理者に支障のない範囲での介護支援専門員の業務が認められています。国が定めた上限の範囲内であれば 1 名で問題ないと認識しています。余談にはなりますが、市内の介護支援専門員の連絡会等で横の繋がりががありますので、必要があれば協力を得ながら行うことができます。また、管理者になる方も他の事業所でケアマネをされていたと伺っていますので、業務においては問題ないと認識しています。
B委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	それでは、採決を取ります。指定申請について賛成の方は、挙手をお願いします。 ＜挙手（承認）＞ 賛成多数と認め、指定申請について承認されました。

事務局 会長	それでは報告に移ります。 報告①「地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析について」、事務局に説明を求めます。 (説明) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。 ＜質問等なし＞ 続きまして、報告②「令和５年度 地域支援事業実績報告について」、事務局に説明を求めます。
事務局 会長	(説明) ただいま、事務局から説明がありました。ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。 ＜質問等なし＞
事務局	以上で、予定の議事及び報告は全て終了いたしました。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。 上本会長、適切な議事進行ありがとうございました。 委員の皆様、ご審議ありがとうございました。 次回は、来年度に開催を予定しています。開催日が近づきましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、「伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会」を終了いたします。 なお、本日の審議会資料につきましては、資料１、２、３、４を事務局の方で回収させていただきます。そのまま机の上に置いてお帰りください。 本日は、大変お疲れさまでした。